

# マイナンバーカードの健康保険証利用について

当院では2023年4月1日よりマイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」の本格運用を開始いたします。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。(※1)
- 患者さんが同意すれば、マイナ受付をご利用いただくことで他の医療機関で処方された特定健診情報、診療薬剤情報を当院の医師が閲覧でき、より多くの情報に基づいた診療を受けることが可能となります。(※2)  
マイナ受付をご希望の患者さんは、受診の際にマイナンバーカードをご持参ください。
- 各種医療証《特定医療費(指定難病)受給者証、市区町村が発行する障害・ひとり親・乳幼児医療証等》については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

※1：マイナンバーカードが無くても、これまでどおり健康保険証は利用可能です。

※2：顔認証付きカードリーダーで「閲覧に同意する」を選択した場合のみ。

## ●医療情報・システム基盤整備体制充実加算(月1回)

初診	マイナ保険証を使用しない	6点
	マイナ保険証を使用する	2点
再診	マイナ保険証を使用しない	2点
	マイナ保険証を使用する	一

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。マイナ保険証の利用にご理解・ご協力を願いいたします。その他、ご不明点がございましたら受付職員までお問い合わせください。